

子ども会入門

子どもの手による

子ども会をめざして……



茅ヶ崎市子ども会連絡協議会

子ども会基礎知識 ～基本用語～

①子ども

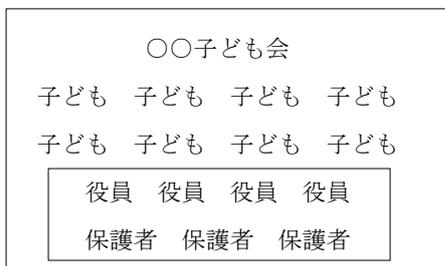
子ども会での「子ども」とは、小学1年生から6年生までのことをいいます。

②育成者

子ども会会員の保護者や子ども会を理解し協力してくれる人です。

③単子（単位子ども会）

〇〇子ども会や△△子ども会といったひとつひとつの子ども会のことをいいます。



④インリーダー

子ども会の会員であり、その中でグループのひとりひとりの意向をくみ上げ、活動を保護する役割を担う5・6年生です。

⑤ジュニアリーダー

小学校卒業後、子ども会活動に協力しているジュニアリーダーズクラブに所属の中学生・高校生です。高校卒業後はシニアリーダーとして活動をサポートしています。

⑥市子連（茅ヶ崎市子ども会連絡協議会）

子ども会活動について情報交換や協力しあう保護者と役員との団体です。お互いの親睦を図り、子ども会活動をより活発にするために話し合います。

⑦学区連合会

小学校区ごとに単位子ども会役員が集まり、学校で行う行事やそれぞれの子ども会行事の調整、行政や市子連からの連絡を行う場です。

⑧理事会

各「学区連合会」から選出された「理事」と「市子連」の会長ほか役員が集まる会議です。各学区の情報交換と、他団体との連絡調整、市子連事業にかかわる話し合いを行います。

⑨市子連育成会

子ども会活動が楽しく、活発になるよう市子連事業をお手伝いしています。主に市子連OBで成り立っている。

⑩湘南地区子連

（湘南地区子ども会連絡協議会）

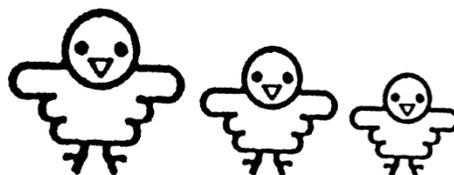
茅ヶ崎市、藤沢市、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の子ども会が集まった連絡協議会です。

情報交換、研修会、子どもたちの交歓会を行っています。

⑪県子連（神奈川県子ども会連絡協議会）

⑫神奈川県子ども会連合会（保険業務）

⑬全子連（全国子ども会連合会）



魅力ある子ども会をめざして

新しく子ども会の役員になられた皆さん、役員を引き受けたきっかけは様々だと思いますが、これから子どもたちと一緒に過ごせる機会を得たことは、とてもすばらしい出会いだと思います。

子ども会は、地域の異年齢の子どもたちのつながりの場です。大きいお兄さん、お姉さんと一緒に活動できること、小さい子たちの面倒をみてあげること、みんなで知恵を出し合って、何かを成し遂げていく喜び……。子どもたちが成長していく上で、欠くことのできない大切な何かを、こうした活動やふれ合いの中で見い出していくのが子ども会の役割です。

普段見られない、子どもたちのいきいきした姿や、やさしい気持ちに触れる。また、役員の運営を通して、地域の方々とのかかわりを広げる。こういったことは、育成者である役員の皆さんにとっても、貴重な財産になることと思います。

心豊かな人間に育ってほしい、という願いを礎にして、今日まで子ども会の歴史は築かれてきました。子どもたちを取り巻く環境は、必ずしもよい方向に向かっているとは言えず、子ども会の活動も形骸化していく傾向が見られることは否定できません。

こういう時代であるからこそ、ほんとうに小さな積み重ねではあっても、たてのつながり、お互いに助け合っていく気持ちを育てることが、とても大切なことのように思えるのです。

市子連貸し出し備品

コリントゲーム	
輪投げ	
的あて	数種類
テント(行事用)	大1、小1

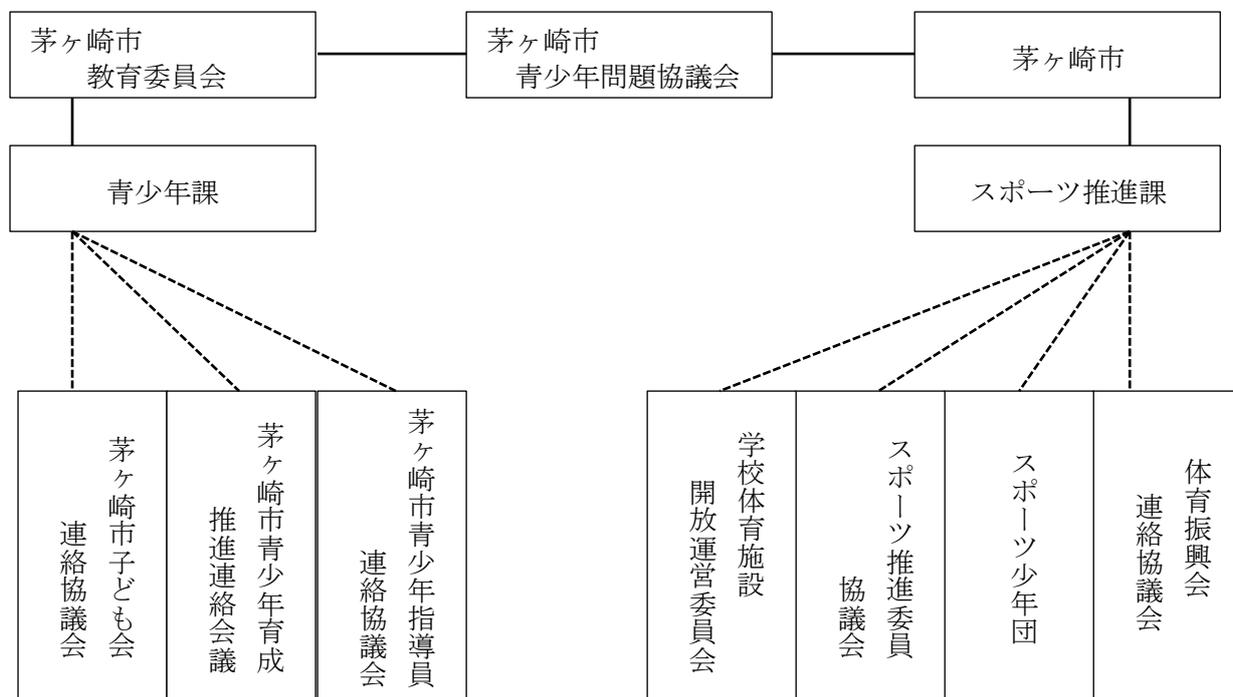
他団体とのかかわり

子ども会の目的の一つに、子どもたちに良い地域環境を与える事があります。しかし、この目的は一つの子ども会のちからだけで達成できるものではありません。みんなで協力してはじめて事が進んでいくのです。地域には、私たち子ども会の他にも子どもたちにかかわりを持つ幾つもの団体があり、協力者がいます。

他団体とかかわるためには、次の点についてもう一度確認したいものです。

- ・それぞれの団体の目的や役割は何か
- ・どのような立場の人たちがかかわっているのか
- ・行事はだれのために、何を目的に開催されるのか
- ・私たちが(子ども会が)どうかかわったら良いのか
- ・何を目的にお願いするのか(役割をはっきりと)
- ・協力し合っていく事の大切さ(協力できる事は協力する)
- ・わからなければ何度でも、納得するまでたずねる

青少年関係団体



<行政>

○青少年課 ☎ 82-1111

子ども会と一番関係があるのが、この課です。青少年及び青少年育成団体に関することを担当しています。

○スポーツ推進課 ☎ 82-7175 (総合体育館)

小学校体育施設開放、プール開放についての登録をします。

○学 校

学区連合会などで、ドッジボール大会等を行う時、校庭や体育館を借りますが、その際の放送用具などは学校に申し込み借り受けます。

○安全対策課 ☎ 8 2 - 1 1 1 1

信号機等を使っての正しい横断の仕方、自転車の乗り方指導や映画、紙芝居などによる交通安全教室を開催しています。

○消 防 署 ☎ 8 5 - 4 5 9 1

キャンプファイヤー、どんど焼等を行う場合、必ず届け出て下さい。また救急法等の指導も受ける事ができます。

○警 察 署 ☎ 8 2 - 0 1 1 0 (交通課)

道路を長時間使用する場合(ウォークラリー・マラソン・みこし・屋台店)遅くとも2週間前までには交通課に相談、指示を受けてください。

<青少年関係団体>

○ 青少年育成推進協議会(推進協)

学校・地域・家庭が連携を取りながら、青少年育成に関する情報交換や育成活動、環境整備等について話し合いを行っています。小学校区を単位として作られ、全市で19あります。子ども大会を実施しています。

構成

- ・ 青少年指導員 ・ 学校 ・ P T A ・ 校外委員 ・ 子ども会 ・ 自治会
- ・ 民生委員児童委員 ・ 主任児童委員 ・ 地区社協 ・ スポーツ少年団
- ・ その他

○青少年指導員

各地域には、青少年の健全な育成を図ることを目的に青少年指導員が置かれています。各子ども会行事等に向けてのゲーム指導やパネルシアターの指導をお願いできます。また、子ども会活動の相談や子ども会交流会のスタッフとしても、ご協力いただいています。

○自 治 会

行政の施策を正確に、広く市民に浸透させ、また市民の声を行政に伝えています。子どもたちが健全に育つ環境づくり、子どもを核としてふるさとの思い出となる行事等を行っています。子ども会も進んで参加しましょう。

○スポーツ推進委員

運動やレクリエーションを通じて、住民の健康と地域の連帯を高めるために活動しています。各地区の体育振興会を通じて、それぞれの地区の体育祭等の体育レクリエーションを行います。

○学校体育施設開放運営委員会

各小学校の体育設備(体育館・校庭)は地域に開放されています。その運営は、各小学校区の学校体育施設開放委員会によって行われています。子ども会も連合会として登録しておくといいでしょう。

ここに気をつけよう

～安全活動の心がまえ～

<安全共済会事業について>

安全共済会とは

子ども会活動中に会員本人が負った怪我や物を壊したりしたときに補償が受けられる保険です。

組織について

○全国子ども会連合会全国子ども会安全会神奈川県支部

入会手続き(茅ヶ崎市子ども会連絡協議会 加入単位子ども会のみ)

- ① 申込書、加入者名簿(ひらがな)に必要事項を記入し、年間行事計画書と会費を添えて市子連会計へ届ける。
※入会の際、育成者(指導者)も必ず加入してください。
※保護者も加入していただくことが望ましいです。
※乳幼児は0歳から入会できます。(乳幼児の加入の場合は保護者の加入が必要となります。)

事故申請について

- ① 子ども会活動中の事故についてのみ申請できますので、すぐに市子連会計に連絡してください。
(例、会議の往復途中にも適用できます。)
- ② 事故発生日より7日以内に市子連への報告をしないと無効になります。
- ③ 最終治療日より30日以内に請求しないと無効になります。
- ④ 賠償責任保険には、破損状況と修復後の写真が必要となります。(携帯電話等の写真でも可)

申請に必要なもの

- ①見舞金申請書 ②診断書又は、医師の証明書及び保健医療領収書写可 ③事故発生報告書

<子ども会安全指導10カ条>

子ども会活動が多様化するなか、いろいろな事故の発生が予想されます。そこで役員・育成者は安全指導の徹底と万一発生したときの対策について考えておいてください。

1. 「車」と「水」と「バット」に注意

子ども会活動のうち、移動中に起きる対車両及び自転車による事故、プール・海水浴・川あそびの事故、ドッジボール、ドッジビー等スポーツレクリエーション中の事故が統計上で一番多い。そのため事故防止はどうしたらよいか。

なお、近年では子ども会役員や育成者のけがも増えており、防ぐにはどうしたらよいか。

2. 参加者の健康調査の実施

ハイキング・バス遠足・キャンプ等地域を離れて行う行事に参加する者には各家庭の保護者の協力を得て、健康状態を2～3日前から調べ、少しでも異常のある者を参加させない。又地域内で行う行事には、当日開始前に健康チェックを行う。

3. 活動の場の安全確認

キャンプ・ハイキング等行う場合は行動範囲に危険箇所の有無、往復道路の状態、所要時間等旅行案内やパンフレットに頼らず必ず下見を行い、歩く場合の時間等実際に歩いて確かめる。

4. プログラムの内容点検

無理な時間・道程を計画せず、十分な休憩時間等ゆとりをもったプログラムを作成する。参加する役員・育成者・ジュニアリーダーはプログラムの内容を確かめる。

5. 活動にふさわしい服装

野球・ドッジビー・ハイキング・キャンプ等活動に適した服装をさせる。

6. 活動中の観察の徹底

活動中は少数の目では全体を見ることは大変困難なことです。

付添いの役員・育成者は協力し、子どもたちの行動を観察して事故防止に努める。

7. 集団行動の実施

活動中は自由時間であっても単独行動をさせない。必ず2人～3人以上のグループで行動するよう指導する。

8. 責任の所在の明確化

「起きた事故についての責任は事故を起こした本人が負うのだ」ということを徹底させる。

そのためには、

○行事の案内書・実施要項等には必ず参加者が守らなければならない注意事項を載せる。

○行事開始前にもう一度全員に注意事項を説明する。

○役員・育成者の任務分担を明確にして守らせる。

9. 救急法及び応急手当の習得

研修会・講習会等の日程の中に救急法・応急手当の講義・実技の時間をプログラムに入れ、参加者はもちろん役員・育成者も習得する。

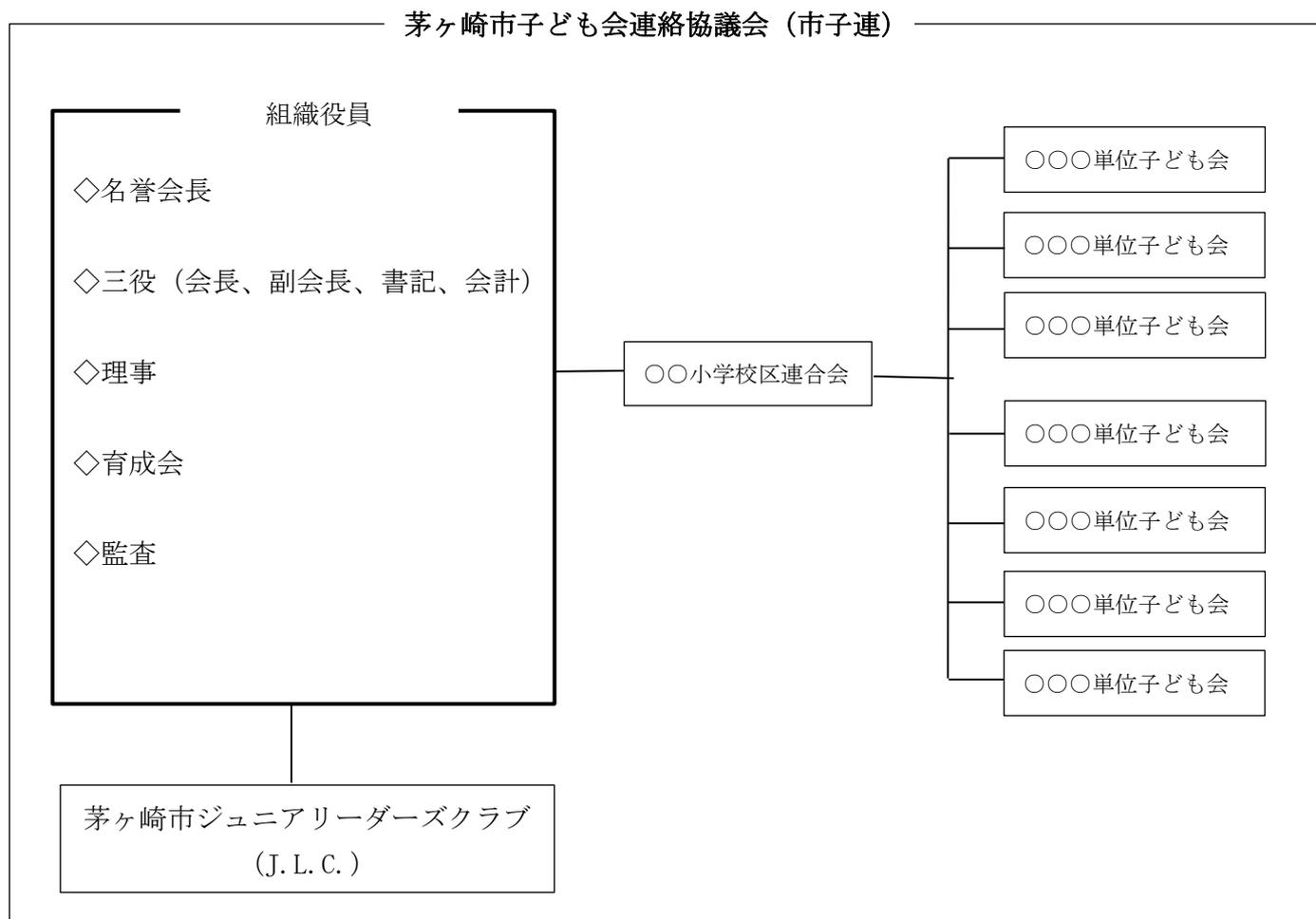
10. 安全共済会や各種保険に加入

子ども会会員は全員、又更に子ども会活動に協力してくれる役員・育成者も安全共済会に加入することを勧める。

なお、キャンプ・ハイキング・バス遠足等の場合は、安全共済会に併せて旅行傷害保険・行事保険・スポーツ障害保険等各種保険に加入し、万一の事故に備えたい。

茅ヶ崎市子ども会連絡協議会組織図

事務所(会長宅)



<会議名称及び出席者> (総会、臨時総会、各種ミーティングは省略)

- 役員会(月1回)……三役・育成会代表・育成会ジュニア担当代表・青少年課
- 理事会(月1回)……三役・理事・育成会代表・育成会ジュニア担当代表・青少年指導員連絡協議会代表・青少年課
- 育成会
 - ◇定例会(随時)……育成会会員
 - ◇事業(子ども会活動支援)……育成会担当者

<事業>

○子ども会交流会(市子連主催)

市内の子ども会員が一同に会し、異年齢集団での交流を行うことによって人間関係を豊かにし、集団遊びを通しての、仲間づくりを目的とする。

さらに、実施運営にあたり多様な年齢層（子ども・ジュニアリーダー・シニアリーダー・育成者等）との交流の機会をつくる。

○広報活動(市子連主催)

広報紙「子ども会」（年1回）

<講座・研修>

○子ども会新役員研修会（市教育委員会主催）

新役員のための講座です。（年1回）

子ども会について基礎的な勉強をし、育成者としての役割を学びます。

また、青少年指導員、ジュニアリーダーによるレクリエーションゲームを体験し、理解を深めます。

○安全教育研修会（市子連主催）

子ども会活動における安全教育を学びます。事故等を未然に防ぐことを目的に、安全活動の心得、安全会の理解について勉強します。（年1回）

○育成者交流会（市子連主催）

子ども会活動の情報交換や講演会等単子、学区連合会の枠を超えた市子連ならではの楽しい集いです。（年1回）

○ジュニアリーダー養成講座（市教育委員会主催）

新中学1年生を対象にジュニアリーダーとして活動するための基礎知識等を勉強します。ゲーム指導等の実習の他、ボランティア活動について触れ、ボランティアスピリットを学んでいきます。

○小学生リーダー育成講座

集団の中でリーダーとして活動できる小学生を育成するための講座です。

市子連とは・・・(茅ヶ崎市子ども会連絡協議会の略称)

子ども会の活動について情報を交換したり、協力し合ったりするための子ども会会員の保護者と子ども会等の役員との団体です。

市子連ではお互いの親睦を図り、子ども会活動をより活発にするために役員が話し合います。

例えば・・・

○いろいろな地域の子ども会の行事(キャンプ・盆踊り・クリスマス会等)

○役員決め方

○子ども中心に行事を進めた例など

また、行政(市役所青少年課が窓口)と子ども会とのパイプ役を果たしています。各小学校区から選ばれた理事とその役員により運営されています。

○各種の研修(ゲーム講習等)

○子ども会交流会(本大会で茅ヶ崎市全域の子どもたちと交流ができる)

○安全教育(行事を行う前に安全指導、安全会事務、その他各種保険に関する相談等)

○市及び公共団体からの依頼、案内

以上のようなことを各小学校区の理事を通して(または直接)各単位子ども会の役員に情報を提供しています。

ジュニア・リーダーズ・クラブ(J.L.C.)とは・・・

○ジュニアリーダーの目的

子ども会活動及び社会参加活動の意義を理解し、リーダーとしてボランティアスピリットをもって自己の成長を高め、思いやりを大切にする仲間づくりを目的としています。

○J. L. C. の会員になるには

市主催のジュニアリーダー養成講座を受けてから入会することができます。

講座を受けていない人で入会したい人は、青少年課の方へ相談してください。

○活動としては

月1回の定例会を始めとし、レクゲームの指導、要望のある子ども会へはボランティア派遣を行っています。

〈ジュニアリーダーの派遣〉

(活動) 子ども会活動及び地域活動等の支援としてジュニアリーダーの派遣を行っています。

(目的) ①子ども会活動及び地域活動等の推進 ②ジュニアリーダーの育成＝指導体験の場の提供

(依頼) ①青少年課へ事前相談→②派遣申込書の提出(青少年課)→③J.L.C.定例会等で協議→

④結果連絡→⑤派遣先との事前打ち合わせ→⑥実行

※派遣を希望される場合は、派遣申込書が青少年課にありますので、3か月前に申し込んでください。

※日程や内容等に無理なもの、ジュニアリーダーの育成の趣旨から外れた依頼はお断りする場合があります。

子ども会入門講座(参考)

子どもの手による子ども会をめざして・・・・・・・・

1. 子どもにはイベントを行う目的や理由を明確に伝えよう

1) 子ども会活動とは・・・

- ①レクリエーション
- ②ボランティア活動
- ③地域の伝統行事
- ④地域の体育祭 等

子ども会活動は楽しいものだけではなく、その地域で生活するために必要な行事や美化活動もあります。

2) イベントを行う目的や理由を子どもに伝えよう

「子どもの成長のために」という気持ちをもって、イベントを行う目的や理由を子どもたちに伝えて、どのように活動したらよいか子どもと大人と一緒に考えられると良いですね。

2. 子ども役員の活動について

子ども役員に活躍してもらう機会を与えてみるのはいかがでしょうか〈参考事例〉

1) 卒業生と新入生の歓送迎会 10時から12時

9時	保護者役員、育成者集合	事前打ち合わせ
9時30分	<u>子ども役員集合</u>	<u>会場設営</u>
10時	歓送迎会スタート <u>子ども代表挨拶 (※子どもの代表にお願いしましょう。)</u> 保護者役員挨拶	
10時5分	イベントスタート <u>(5～6年生の小学生を中心にゲームの進行)</u> ※ジュニアリーダーの派遣有無、青少年指導員からのゲーム披露等	
11時50分	歓送迎会終了 <u>子ども代表挨拶 (※子どもの副代表にお願いしましょう。)</u> 参加者全員で子ども代表や保護者役員に御礼の挨拶	
12時	終了	会場片付け(全員で)

2) 海岸の美化活動 9時～10時30分

8時30分	保護者役員、育成者、子ども役員 集合	事前打ち合わせ
9時	美化活動スタート	<u>子ども代表挨拶（※子どもの代表にお願いしましょう。）</u> 協力団体 代表者挨拶 保護者役員挨拶
9時10分	美化活動スタート	<u>（4～6年生を中心に低学年の様子を確認）</u>
10時15分	美化活動終了	<u>子ども代表挨拶（子どもの副代表にお願いしましょう。）</u> 協力団体からの総評と参加者への御礼
10時30分	終了	

レクリエーションであれば、子どもが楽しむイベントであり、役員や育成者の協力なしでは成り立たないものです。子どもから大人に「ありがとう」とお礼を言う機会があるとよいですね。また、地域の行事や美化活動においては、子どもの力を発揮してもらうことで、イベントをさらに盛り上げてもらうことになると思います。大人から子どもに「ありがとう」、子どもから大人に「ありがとう」と言い合える機会をつくりましょう。このことで地域のつながりや力というものを感じられるようにしていきましょう。

このような挨拶をするきっかけを子ども役員(会長や副会長など)に任せて、役員や育成者は子どもの成長を見守れると良いですね。

3. 困ったときはには

子ども会は地域の異年齢の子どもたちのつながりの場であり、生き生きと活動する場です。

新役員、子ども会の子ども役員の中には、会長職など人前に出て話すことが苦手な人、習い事やスポーツ団体に所属していて子ども会のイベントになかなか参加できない人など、色々な人がいると思います。そんな中で、前年度と同じ行事を行うことを引き継ぐことが難しいこともあるかも知れません。できることならば、「今年は何をしよう」「今年は何がしたい」と子どもと大人で決めることができると良いですね。毎年同じイベントをやらなければならないとすると、そのこと自体が当たり前になってしまい、必ずそのイベントを「やらなければいけない」になってしまいます。

子ども役員、保護者役員、育成者もこれから一年間、子ども会活動に携わるのであれば、思い切り自分も子どもたちも楽しめるよう、自分たちが本当にやりたいことを企画して実行できると良いですね。

茅ヶ崎市子ども会連絡協議会会則

(目的)

第1条 この会は、自主的団体であり、市内子ども会相互の連絡協調とその充実発展、並びに子ども会の健全な育成をはかることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、茅ヶ崎市子ども会連絡協議会（以下「市子連」という。）と称し、事務所は会長宅に置く。

(組織)

第3条 この会は、単位子ども会の代表・本会に加入の育成者及びオブザーバーとしての茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会の代表で組織してこの会員とする。

(事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達するために次の事業を行う。

2. 子ども会相互の親睦、情報交換
3. 子ども会運営のために必要な研究会及び講習会の開催
4. 組織を広げる運動
5. 子ども会指導者の養成
6. 子ども会に関する機関並びに団体との調整
7. その他この会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置き会務を分担する。

2. 設置する役員

- ①会長 1名 ②副会長 2名 ③書記 若干名 ④会計 若干名
⑤理事 若干名（各学区より選出） ⑥市子連育成会代表
⑦ジュニア育成会代表 ⑧監査 2名

3. 役員役割分担

- ①会長はこの会を代表し、会務を処理するとともに会議の議長となる。
- ②副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- ③書記は会の庶務をつかさどる。
- ④会計は会の会計をつかさどる。
- ⑤理事は、会則の定めるところにより、会を代表する。但し、総会の決議には、従わなければならない。
- ⑥市子連育成会代表は、市子連育成会を代表する。
- ⑦ジュニア育成会代表は、育成会 J.L.C. 担当者を代表する。
- ⑧監査は会の会務と会計を監査する。

(役員選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

2. 会長・副会長・書記・会計・監査は理事会で推薦し、総会において選出する。
3. 理事は各学区の代表者またはそれに代るものとする。

(任期)

第7条 役員任期は次のとおりとする

2. 役員任期は1年とし、再選はさまたげない。
3. 役員が欠けた場合、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第8条 この会に名誉会長をおくことができる。

2. 名誉会長は茅ヶ崎市市長とし、理事会より委嘱する。
3. 名誉会長は理事会の求めにより会の運営に対し意見を述べる事が出来る。

(会 議)

第9条

- 会議は通常定期総会・臨時総会及び役員会・理事会とし必要に応じ会長が招集する。
2. 前項の会議には必要に応じシニアリーダー・ジュニアリーダー・インリーダーの代表を参加させ意見を求めることができる。
 3. 通常定期総会は会計年度終了日の2ヶ月を超えない期間内に毎年1回開催する。
 4. 総会は本会加盟単位子ども会の代表者、本会会員の指導者をもって構成する。
 5. 総会の議長は出席者の中から選出する。
 6. 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
 - ①会則、事業等の改廃
 - ②役員を選任及び解任
 - ③その他本会の運営に関し重要な事項
 7. 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
 8. 総会(定例・臨時)は、本会加盟単位子ども会毎が「一つ」の議決権を有し、議決権を有する代表者の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
 9. 参加者の内、各単位子ども会代表者(議決権者)以外の参加者は議決には参加できないが、質問、意見陳述等は原則妨げない。
 10. 理事会は理事を議決権者とし、出席議決権者の過半数をもって議決する。可否同数の時は、会長の決するところによる。

(会 計)

第10条

- この会の会計の取り扱いは以下のとおりとする。
2. この会の経費は、会費・補助金及び寄付金その他の収入をもって充てる。
 3. 会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日までとする。

付則

1. この会則の改廃は総会に計り決定する。
2. この会則に定める以外の事項は、理事会によって決定する。
3. この会則は、昭和60年4月26日から施行する。
4. この会則は、平成7年9月21日より一部改正する。
5. この会則は、平成19年5月11日より一部改正する。
6. この会則は、平成30年4月20日より一部改正する。
(9条:名誉会長規定、10条会議規定改定及び文言・書式整理)
7. この会則は、平成31年4月19日より一部改正する。
(5条:広報委員会規定を廃止、広報委員会の役割を4条に集約)
事条項番号以降を順次繰り上げ理事、育成会代表、ジュニア育成者代表の役割を明記
8. この会則は、令和2年4月17日より、一部改正する。(5条3⑥、⑦の文言)



発行 子ども会育成者手引書
茅ヶ崎市子ども会連絡協議会
茅ヶ崎市教育委員会 青少年課
〒253-8686
茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
電話 0467-82-1111
令和4年3月発行

